

令和7年度京都農林水産総合庁舎
キュービクル動力盤電圧・電流デジタルメーター交換業務
仕 様 書

1. 業務概要

京都農林水産総合庁舎の本館屋上に設置しているキュービクル式高圧受電設備の動力盤の電圧・電流を測定するデジタルメーターについて、既設メーターを撤去し、新たなメーターを設置する。

2. 準拠法令

本業務は、国土交通省大臣官房営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版」並びに関係諸法令等の規定を順守しなければならない。

3. 履行場所

京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
京都農林水産総合庁舎

4. 履行期限

令和7年11月21日（金）

5. 業務内容

(1) 電圧・電流デジタルメーター交換

サイズ：（縦）110mm×（横）110mm

定格電圧AC：110V、220V、440V共用

定格電流AC：5A

既設品：三菱電機 ME110NSR

→新設品：三菱電機 ME110GR（参考商品）

(2) 参考商品以外を設置する場合は、事前に監督職員の承諾を得ること。

(3) 新設のデジタルメーターは受注者において調達すること。

(4) 配線等は既設と同様に行い、測定等に支障がないようにすること。

(5) 新設したデジタルメーターを試験機により動作試験を行うこと。

(6) 業務前・中・後の写真等を添付した報告書を提出すること。

6. 業務実施日等

(1) 本業務は、閉庁日（土曜、日曜、祝日等）の9時00分から17時00分までの間に行うものとする。

(2) 本業務の実施には停電を伴うため、自家用電気工作物保安管理業務の外部委託業者が別途業務にて立ち会うものとする。

(3) 業務実施日の調整は契約後に行うものとする。

7. 環境負荷低減のクロスコンプライアンス

受注者は、本業務に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

(1) 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

(2) エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

(3) 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

(4) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

- (5) 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。
- (6) みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

8. その他

- (1) 本業務の実施にあたり、自家用電気工作物保安管理業務の外部委託業者から指示等があった場合は、それに従うこと。
- (2) 発生材は関係法令を遵守し、受注者が適切に運搬・処分すること。
- (3) 業務上知り得た事項は、いかなる場合においても第三者に漏らしてはならない。
- (4) 本業務の実施にあたり、当該設備及び庁舎等に損傷を与えないよう十分配慮すること。また、実施に伴い損傷等が発生した場合は、補修等必要な措置を行うこと。
- (5) 業務請負代金の支払いについては、適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項又は業務実施に際し疑義が生じたときは、必要に応じ監督職員と協議し、その指示に従うこと。